

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、母親が、私の国民年金の加入手続を行うとともに、家族三人の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、申立期間当時、同居していた申立人の両親も、申立期間を含む国民年金保険料を完納していることから、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 5 月に払い出されたものと推認され、その時点で、申立期間は現年度納付できる期間である上、申立期間直前の 42 年 12 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間前後を通じて、申立人及びその両親の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料をあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、同居していた義父母が、私の国民年金の加入手続を行うとともに、農協で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、申立期間当時、同居していた申立人の夫及び義父母も、申立期間を含む国民年金保険料を完納していることから、申立人の国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付をしていたとされる申立人の義父母は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 4 月に払い出されたものと推認され、その時点で、申立期間は現年度納付できる期間である上、申立期間直前の 50 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間当時、申立人の義父母の家業は順調であったとの申立人の供述は、役場職員の証言内容とも一致することから、申立人の義父母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料をあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
申立期間については、脱退手当金を受給しているとされているが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、申立期間のみを請求し、申立期間の約3か月前に加入していた最初の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人が勤務していた事業所で、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日である昭和41年6月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得し、脱退手当金の支給記録が確認できる申立人以外の女性8人のうち、連絡先が把握できた2人から、事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求はうかがわれず、そのうち1人からは自分の意思で請求したと供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が、昭和56年10月9日付けで発行した厚生年金保険被保険者記録事項確認票には、申立期間の脱退手当金を支給したとの記載は無く、申立人に係る脱退手当金の支給記録の管理が適正に行われていない可能性がうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 12 月までの期間及び平成 2 年 12 月から 3 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 61 年 12 月まで
② 平成 2 年 12 月から 3 年 4 月まで

私は、昭和 60 年に婚姻した後、妻が、国民年金の加入手続を行った際、まとめて 3 年分の国民年金保険料を市役所窓口で納付し、その後も 1 年単位でまとめて国民年金保険料を納付するとともに、平成 2 年 12 月に勤務していた事業所を退職後も抜かりなく国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番であること、及び昭和 62 年度から平成元年度までの 3 年分の国民年金保険料が平成元年 6 月に納付されていることから、申立人の妻が国民年金の被保険者資格を取得した元年 5 月以降に払い出されたものと推認され、最も早い元年 5 月に払い出されたものとしても、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、平成 13 年 7 月に厚生年金保険の資格記録を追加したことにより生じた未納期間であり、その時点では、申立期間②は時効により納付できない期間であり、申立期間②当時、申立人が国民年金の再加入手続を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は2つの期間で50か月と比較的長期間であり、申立人は申立期間以外にも未納期間が散見される上、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 52 年 3 月まで

私は、母親から「就職したら自分で納付しないといけないが、学生の間は納付しておく。」と言われたことを記憶していることから、母親が、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は高齢のため証言が得られず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、戸籍の附票により、申立期間当時、申立人はA市に、その母親はB町に居住していたことが確認できるが、申立人とその母親が居住していたそれぞれの市町において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた痕跡は無く、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立人の母親が町外に転出していた申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで
私が 20 歳になった時に、母親が国民年金の加入手続を行うとともに、毎月、私と両親の三人分の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 9 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、43 年 4 月から同年 6 月までの期間は時効により納付できない期間であり、43 年 7 月から 45 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人の母親はさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑫までについて、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 7 月 1 日まで
② 昭和 49 年 5 月 2 日から同年 7 月 11 日まで
③ 昭和 54 年 12 月 6 日から 55 年 1 月 18 日まで
④ 昭和 55 年 12 月 1 日から 56 年 4 月 27 日まで
⑤ 昭和 57 年 2 月 11 日から同年 12 月 19 日まで
⑥ 昭和 58 年 10 月 17 日から同年 12 月 25 日まで
⑦ 昭和 59 年 6 月 5 日から同年 10 月 9 日まで
⑧ 昭和 60 年 6 月 11 日から同年 12 月 22 日まで
⑨ 昭和 61 年 7 月 21 日から 62 年 2 月 21 日まで
⑩ 昭和 63 年 2 月 2 日から同年 4 月 2 日まで
⑪ 昭和 63 年 5 月 19 日から平成元年 5 月 1 日まで
⑫ 平成 14 年 8 月 22 日から 16 年 3 月 21 日まで

私は、昭和 39 年 4 月から 42 年 1 月 21 日まで、A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、昭和 49 年 5 月 2 日から平成 16 年 3 月 21 日までの期間に勤務した 11 事業所において、就労時に受け取った報酬より、標準報酬月額が低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の兄等は、昭和 39 年 4 月 10 日に申立人の兄等が B 県 C 市へ住民登録を移動した際、申立人は A 社で勤務していたことを供述している。一方、申立人が A 社へほぼ同時期に入社したと主張し、

社会保険事務所が保管する同社の被保険者原票において、昭和 39 年 4 月 1 日に同社で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は昭和 39 年 2 月に入社し、申立人は、自分より 1 年ぐらい後に A 社へ入社した。」旨を供述している上、当時の複数の同僚等からも、申立期間①における申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等について供述は得られず、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当時の複数の同僚等は、「申立期間①当時、A 社では、正社員になるまで、長くて 1 年間ぐらいの試験雇用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかった。」旨を供述していることから、申立人が申立期間①において、厚生年金保険に加入していなかったと考えることも不自然ではない。

さらに、A 社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日である昭和 36 年 5 月 1 日から 39 年 4 月 1 日までの期間について、社会保険庁が保管する同社の職歴審査照会回答票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

- 2 申立期間②から⑫までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立てに係る 11 事業所において、社会保険庁が保管する各事業所の職歴審査照会回答票及び被保険者記録照会回答票により、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚等の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚等の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間⑦、⑩及び⑫における申立人の標準報酬月額は、D 厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員記録及び厚生年金基金加入員台帳照会に記載された標準報酬月額と一致しているほか、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

- 3 このほか、申立期間①から⑫までについて、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②から⑫までについては、当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 158 (事案 52 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 5 日から同年 10 月 5 日まで
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 4 月 6 日まで
④ 昭和 48 年 3 月 15 日から同年 5 月 26 日まで
⑤ 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 4 月 6 日まで
⑥ 平成元年 7 月 5 日から 2 年 6 月 22 日まで
⑦ 平成 7 年 3 月 1 日から 14 年 1 月 21 日まで

私は、昭和 42 年 6 月 5 日から平成 14 年 1 月 21 日までの期間に勤務した 7 事業所において、就労時に受け取った報酬より、標準報酬月額が低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

私は、平成 19 年 12 月 21 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、納得がいかないので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の同僚等及び各事業所から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる供述は得られないこと、申立てに係る 7 事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額を見ると、申立人と同額又はほぼ同額であり、申立人だけが低額であるという事情は認められないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 25 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の申立内容及びこれまで収集した関連資料等で、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から28年3月30日まで
② 昭和28年4月1日から29年5月30日まで
③ 昭和29年6月1日から33年11月10日まで

私は、昭和24年8月1日から28年3月30日までA社で、28年4月1日から29年5月30日までB社で、29年6月1日から33年11月10日までC社又はD社で、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①、②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。
- 2 A社については、社会保険事務所の記録によると、申立期間①及びそれ以外の期間においても、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主及び当時の同僚等からの供述も得られず、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等については不明である。
- 3 B社については、申立期間②を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管する同社の事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

また、E社F支店（B社から昭和63年10月1日に名称変更）には、申立期間②当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも、申立期間②における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られない。

4 C社及びD社については、当時の複数の同僚等の供述により、申立人が申立期間③において、C社又はD社に勤務していたことは推認できるが、申立期間③を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡^{こんせき}は認められない上、社会保険事務所の記録によると、D社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和36年10月1日とされており、申立期間③当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、社会保険庁の記録上、C社及びD社はすでに厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③当時の賃金台帳等は確認できない上、当時の同僚等からも申立期間③における申立人の保険料控除についての供述は得られない。

5 このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 28 日から同年 3 月 15 日まで
② 平成 18 年 10 月 28 日から同年 11 月 30 日まで

私は、昭和 43 年 1 月 28 日から同年 3 月 15 日まで、A社で勤務していたにもかかわらず、申立期間①が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、B社は、平成 18 年 10 月 28 日に退職していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 11 月 30 日とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

2 A社については、社会保険事務所の記録によると、同社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 43 年 6 月 10 日とされており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、社会保険庁の記録上、A社は昭和 51 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の賃金台帳等は確認できない上、事業主及び同僚等の供述も得られず、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等については不明である。

3 B社については、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被

保険者資格喪失確認通知書を確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は社会保険庁の記録と一致している上、同社は、「申立人については、当初、平成 18 年 11 月 1 日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日とする予定であったが、当社の都合により届けが遅れたため、同年 11 月 30 日を資格喪失日とした。また、申立人に係る平成 18 年 10 月分の厚生年金保険料については、間違いなく給与から控除し、社会保険事務所へ納付した。」旨を供述していることから、申立人が申立期間②において、厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

4 このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録について訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで

私は、平成 6 年 8 月 1 日から 9 年 9 月 30 日まで A 社で、9 年 10 月 1 日から 10 年 12 月 31 日まで同社の事業を承継した B 社でそれぞれ勤務しており、申立期間の給与額は 28 万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が 20 万円とされているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出のあった給与明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（20 万円）と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人が主張する標準報酬月額の相違について、当時の A 社の事業主は、「申立期間当時の申立人の給与額 28 万円の内訳は、基本給 20 万円、皆勤手当 4 万円、回収手当 3 万円及び時間外手当 1 万円であった。」旨を供述している上、申立期間当時、同社及び B 社の労働保険に係る事務処理を行っていた社会保険労務士が保管する資料において、当時の申立人の給与額は 20 万円とされていたことが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管する被保険者資格照会回答票によると、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額であることが確認でき、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。